

札幌市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年4月3日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第22号

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第28条の5第1項中「第14項」を「第12項」に改める。
- (2) 第70条の7第2項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項及び第75条の2において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。
 - 3 前項後段の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第75条の2第3項において同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。
- (3) 第71条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エ中「第463条の15第1項第1号ニ」を「第463条の15第1項第1号ホ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が

4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

- (4) 第75条の2第2項各号列記以外の部分中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項第3号中「の番号、交付年月日及び」を「又は免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下この号において同じ。）の番号、運転免許の年月

日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の第28条の5第1項の規定は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税割の課税標準について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税割の課税標準については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 改正後の第71条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。